

厚生労働省における 医療の国際展開に関する取組

厚生労働省医政局総務課 医療国際展開推進室長 三宅 邦明

政府全体の医療国際展開の方向性

健康・医療戦略の概要(2014年7月22日閣議決定)

基本的方針

- 世界に先駆けて超高齢社会を迎える我が国にあって、課題解決先進国として、健康長寿社会の形成に向け、世界最先端の 医療技術・サービスを実現し、健康寿命をさらに伸ばすことが重要。
- 健康長寿社会の形成に資する新たな産業活動の創出やこれらの産業の海外における展開を促進することにより、海外における医療の質の向上にも寄与しつつ、これらの産業を戦略産業として育成し、我が国経済の成長に寄与できる、世界でも類を見ない安心と安全を前提とした医療福祉先進国として世界に拡げていくことが重要である。

健康・医療戦略の対象期間

○ 今後、10年程度を視野に入れた平成26年度からの5年間を対象。策定から5年後を目途に全体の見直しを行うこととするが、フォローアップの結果等を踏まえ、必要に応じて随時見直しを実施。

各論

- (1)世界最高水準の医療の提供に資する医療分野の研究開発等に関する施策
- (2)健康・医療に関する新産業創出及び国際展開の促進等に関する施策
- 関係機関(MEJ, JICA, JBIC, JETRO,PMDA等)と関係府省が一体となり、情報共有やPDCAの実施等を行い、<u>新興国・途</u>上国等のニーズに応じて日本の医薬品、医療機器等及び医療技術並びに医療サービスの国際展開を図る。
- 我が国において<u>在留外国人等が安心して医療サービスを受けられる環境整備等</u>に係る諸施策を着実に推進する。
- (3)健康・医療に関する先端的研究開発及び新産業創出に関する教育の振興・人材の確保等に関する施策
- (4)世界最先端の医療の実現のための医療・介護・健康に関するデジタル化・ICT化に関する施策

観光立国実現に向けたアクション・プログラム 2015

ー「2000万人時代」早期実現への備えと地方創生への貢献、観光を日本の基幹産業へー (平成27年6月5日 観光立国推進閣僚会議決定)(抜粋)

4. 先手を打っての「攻め」の受入環境整備

(11)外国人旅行者の安全・安心確保

<不慮の怪我・病気への対応>

・安全・安心に日本の医療サービスを受けられる体制を充実させるため、医療通訳・外国人向けコーディネーター等が配置された拠点病院や外国人患者受入れ医療機関認証制度(JMIP)の認証病院等の拡大に規模感とスピード感を持って取り組む。これらを中心に、2015年度中に都道府県毎に最低1ヶ所以上の外国人旅行者受入可能で幅広い症例に対応できる医療機関を自治体等と連携し選定する。【改善・強化】

・外国人旅行者が不慮のケガ・病気になった際に、外国語対応にも留意しつつ、スムーズに拠点病院、JMIP等の地域の医療機関にアクセスできるよう、宿泊施設、自治体等と連携を図りながら、外国人旅行者に対する情報提供体制を構築する。【改善・強化】

・外国人旅行者が医療費の不安なく治療が受けられるように、外国人旅行者向け旅行保険等の PR を行い、加入への働きかけを行う。【改善・強化】

2020年オリンピック・パラリンピック東京大会等に関する閣僚会議(平成26年9月30日)(抜粋)

「大会開催基本計画の策定等円滑な準備に向けて国の対応が期待される事項」

- 4. 外国人旅行者の受入
 - ①外国人旅行者の受入
 - 〇医療機関における外国人患者受入環境整備

外国人患者が安全・安心に日本の医療サービスを受けられるよう、平成26年度予算により、<u>医療通訳等が配置された拠</u> た病院の整備な関が、内房しままで3.45原体機関の認証制度の活用しばは、内房しままで3.45制な充実

<u>点病院の整備</u>を開始。<u>外国人患者受入れ医療機関の認証制度</u>の活用と併せ、外国人患者受入体制を充実。

厚生労働省における 医療国際展開の取組み

医療の国際展開に関する厚生労働省の取り組み

- 我が国は、国民皆保険の下、世界最高レベルの健康寿命と保健医療水準を達成。
- 今後は、日本が長年培ってきた経験や知見を活かし、医療の分野で国際貢献を果たしていくことが重要な課題。
- このため、2013年8月より、我が国厚生労働省と途上国・新興等の保健省との間で、 医療・保健分野における協力関係を新たに構築。また、ASEAN全体の医療・健康水準 向上に向けた支援パッケージとして「日ASEAN健康イニシアチブ」を推進。
 - <参考>医療・保健分野における協力内容に合意した国:14ヵ国(2015年9月時点) アジア: ミャンマー、カンボジア、ラオス、ベトナム、インド、フィリピン、タイ中東: バーレーン、トルクメニスタン、トルコ、カタール、イラン

中南米 : ブラジル、メキシコ

● 先端医療技術の移転や医薬品・医療機器の供給や、国民皆保険制度や薬事規制の ノウハウを活かした法制度整備支援を進め、各国のニーズに応じた協力を進める。

(参考) 新興国との医療保健分野における協力内容(その1)

●バーレーン:

- ・平成25年8月24日、安倍総理とバーレーン首相の立ち会いのもと、覚書に署名。
- •保健、臨床研究、公的医療保険、医薬品•医療機器

●トルクメニスタン:

- ・平成25年9月11日、安倍総理とトルクメニスタン大統領の立ち会いのもと、覚書に署名。
- 内視鏡の操作技術向上や放射線治療

●カンボジア:

- ・平成25年11月16日、安倍総理とフンセン首相の立ち会いのもと、覚書に署名。
- ・公的医療保険制度に係る経験の共有、医療サービスの強化に係る協力、先進的な医薬品・医療機器の導入

●ラオス:

- ・平成25年11月17日、安倍総理とトンシン首相の立ち会いのもと、覚書に署名。
- ・①医師・看護師・保健師等の人材開発、②日本の公的医療保険制度に係る経験の共有、③医療サービスのケアの質の向上のための専門知識の交換、④病院、保健所管理のノウハウの移転、⑤遠隔医療や電子カルテといった日本の経験や技術の紹介

●ミャンマー:

- ・平成25年12月15日、安倍総理とテイン・セイン大統領の立会いのもと、覚書に署名。
- ・①ミャンマー保健省の行政官を日本に送り、日本の公的医療保険システムについて経験を共有、②医師・看護師・助産師・保健師の人材開発、③医療サービスにおけるケアの質向上のための専門知識の交換、④病院・保健所の日本式管理のノウハウの移転

(参考) 新興国との医療保健分野における協力覚書の概要(その2)

●トルコ:

- ・平成26年1月7日、安倍総理とエルドアン首相の立ち会いのもと、覚書に署名。
- ・医療・保健システムや医薬品・医療機器の規制に関する経験等の交換

●ベトナム:

- ・平成26年3月18日、安倍総理とサン国家主席の立ち会いのもと、覚書に署名。
- ・①社会保障制度:日本の公的医療保険システムの移転を通じたユニバーサル・ヘルス・カバレッジの実現、②高齢化社会への対応:政策対話と技術支援による知見と経験の共有、③新興感染症及び再興感染症の予防及び管理と災害への対策及び応答、④人材開発:医師・看護師・助産師・公衆衛生専門職及びE-ヘルス等、⑤先進技術:先進的な医療技術・医薬品・医療機器の導入

●メキシコ:

- ・平成26年7月25日、安倍総理とペニャ・ニエト大統領の立ち会いのもと、覚書に合意。
- ・①医療・保健サービスの改善、②公的医療保険制度、③医薬品及び医療機器の規制

●ブラジル:

- ・平成26年8月1日、安倍総理とルセーフ大統領の立ち会いのもと、覚書を交換。
- ・①PMDAとANVISA(国家衛生監督庁)の間の緊密性の向上を考慮した、医薬品・医療機器の規制関係、②公的保健制度の知見と経験の共有、③高齢化社会への準備を含む、健康的なライフスタイル及び予防医療の促進のための政策と戦略関係、④保健人材の強化

●インド:

- ・平成26年9月1日、安倍総理とモディ首相の立ち会いのもと、覚書を交換。
- ・①人材開発、②ユニバーサル・ヘルス・カバレッジを目指した医療財政、③医療サービスの提供内容、④医療制度の管理
- •本覚書の実行を監督するために合同作業部会を設置する。

(参考) 新興国との医療保健分野における協力覚書の概要(その3)

●カタール:

- ・平成27年2月20日、安倍総理とタミーム首長の立ち会いのもと、覚書を交換。
- ・①医療保険の分野におけるユニバーサル・ヘルス・カバレッジを達成するための医療への財政支出、②先進的な治療、医薬品及び医療機器の供給、③医療サービス従事者のための研修の提供による人材開発

●イラン:

- ・平成27年2月23日、塩崎厚生労働大臣とハーシェミ保健・医療・医科教育大臣との間で、覚書に署名。
- ・①ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ、保険制度等の医療・保健システムの強化、②医薬品、医療機器、画像診断、医療情報システム、Eーヘルス等の医療技術、③先進医療の分野、④病院管理に関する知識・経験の共有
- 本覚書を適切に実行するために作業部会を設置する。

<u>●フィリピン:</u>

- ・平成27年6月4日、安倍総理とアキノ大統領の立ち会いのもと、覚書を交換。
- ・①社会保障制度:フィリピン健康保険会社等への公的保険制度における日本の経験の共有を通じたUHCの実現、②公的病院の管理:独立行政法人制度を含む日本式の公的病院の管理のノウハウの移転、③先進的な医療:先進的な医療技術、医薬品、医療機器の導入、④災害への備え:災害への備えと対応における日本の経験の共有、⑤人材育成:医師や公的医療従事者への研修プログラム

●タイ:

- ・平成27年9月30日、塩崎厚生労働大臣とピヤサコン保健大臣との間で、共同プレスリリースを発出。
- ・①グローバルレベルでのユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)※を促進するための知識と経験の共有
- ②費用対効果を考慮した高度な医療技術、医薬品、医療機器の活用、③医薬品、医療機器の規制に関する経験や情報の交換、④医療従事者に対する研修、⑤早死減少のための、がんや糖尿病などの生活習慣病の増加への対応、⑥高齢化社会における政策形成

医療技術等国際展開推進事業 (平成27年度予算額:3.7億円)

事業の概要

〇「日本再興戦略」改訂2014において、医療の国際展開については、他国における医師・看護師等の人材育成や公的医療保険制度整備の支援を行うこととされている。

〇厚生労働省では、医療の国際展開のための施策として、新 興国等各国保健省との協力関係構築を通じて、我が国の医 療についての技術移転や、公的医療保険制度に関する知見 や経験の移転などを推進していくこととしている。

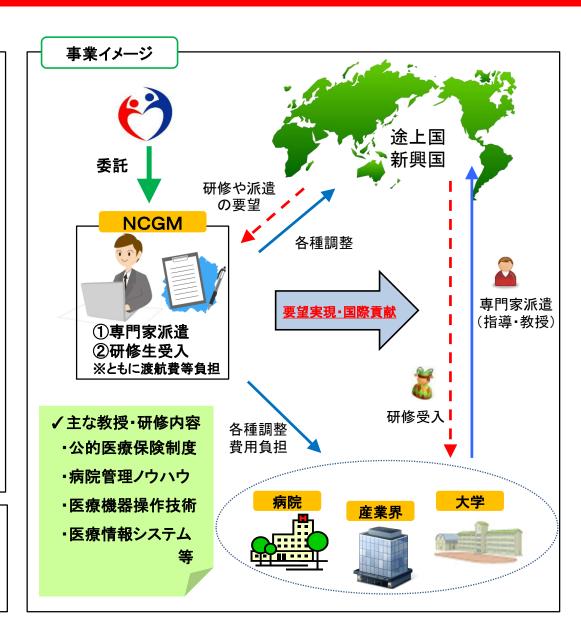
〇そのため、我が国の医療政策や社会保障制度等に見識を 有する者や医療現場の知見を有する医師や医療従事者等を 諸外国へ派遣し、または諸外国からの研修生を我が国の医 療機関等へ受け入れる事業を実施する必要がある。

〇本事業は、専門家派遣等に係る業務委託(専門家派遣経費、研修生受入経費)とし、保健・医療分野の国際的な人材育成支援に高い専門性・経験を有する(独)国立国際医療研究センター(NCGM)を事業主体とする。

〇なお、本事業は既存の「外国人医師等研修受入推進事業」 を発展的に解消して行う。

参考:「日本再興戦略」改訂2014(抜粋)

医療の国際展開については、他国における医師・看護師等の 人材育成、公的医療保険制度整備の支援や(中略)日本で承認された医薬品・医療機器について相手国での許認可手続 の簡素化等の取組をより推進する。



医療技術等国際展開推進事業(平成27年度)

ベトナム 小児がんの診療総力強化※ ●ヘルスケアの質改善※ ミャンマー 人材育成臨床技術の改善※ ●輸血/および移植医療強化※ ●日本の感染症対策・制度(対策コース)および結 病院における臨床検査・放射線・薬剤部門強化※ ●UHC/健康社会保障支援アクションプログラム ※ 核診断検査技術(ラボコース)の研修 ●看護助底人材開発管理 ※ ●母子継続ケア政策人材養成 ●Nutrition Standard (栄養施策実施基準) に関する創設及び設置促進のた リハビリテーション分野及び先進的医療分野にお めの研修事業 ける海外人材育成事業 ◆看護助産人材開発管理 糖尿病足病変診療(フットケア)の医療技術支援事業 がん早期発見・診療医養成プログラム ●日本の感染症対策・制度(対策コース)および結核診断検査技術(ラボ コース) の研修 リハピリテーション分野及び先進的配接分野における海外人材育成事業 高齢者看護ケア教育モデュールの開発 チョーライ病院での医療技術協力 トルクメニスタン ●人間ドック研修事業 ※ ラオス ●看護助産人材開発管理 ※ 病院管理研修「病院の管管理対策」 フィリピン インド 地域医療技術移転事業 ●メディカルエンジニア (ME) トレーニング 透析液の水質・清浄化管理に関する実 プログラムの機算に向けた日印医療人材交流事 践的技術研修プロジェクト 日本の感染症対策・制度(対策コー ス)および結核診断検査技術(ラポコー ス) の研修 日本の医療技術普及を目指した臨床工学技士 養成システムの確立 高齢者看護ケア教育モデュールの開発 ブルネイ・ダルサラーム 既知症医療に関する医療技術等国際展開推進 ガーナ 特定健康診査・特定保健指導を輸とし た生活習慣病予防対策 ・母子継続ケア政策人材養成 がん早期発見・診療医養成プログラム カンポジア インドネシア 子宮頸がん早期診断・治療※ 看護助業人材開発管理 ※ 出産・新生児ケアの臨床能力強化※ ●日本の感染症対策・制度(対策コース)および結 ●看護助産人材開発管理※ 検診断検査技術(ラボコース)の研修 ザンビア ●聴尿病足病変診療(フットケア)の医療技術支援事業 ●アフリカにおける臨床現場即時検査研修事業※ ●日本の感染症対策・制度(対策コース)および結核診断 **₩NCGM** 検査技術(ラボコース)の研修 放射線デジタル技術普及事業

2015.9.28

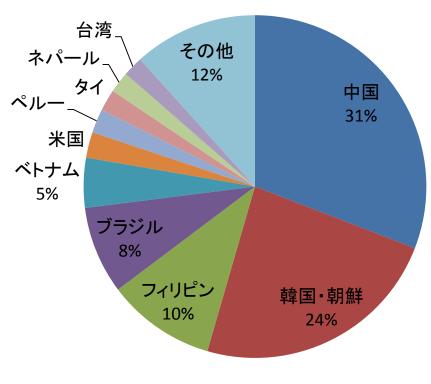
在留外国人・訪日外国人等について

在留外国人数とその内訳(国籍・地域別)

(100万)

- 国別内訳上位は、中国、韓国・朝鮮、フィリピンとなっている。
- 中国・台湾は増加しており、韓国・朝鮮、ブラジルなどは減少傾向

平成26年度における在留外国人数 の国・地域別内訳

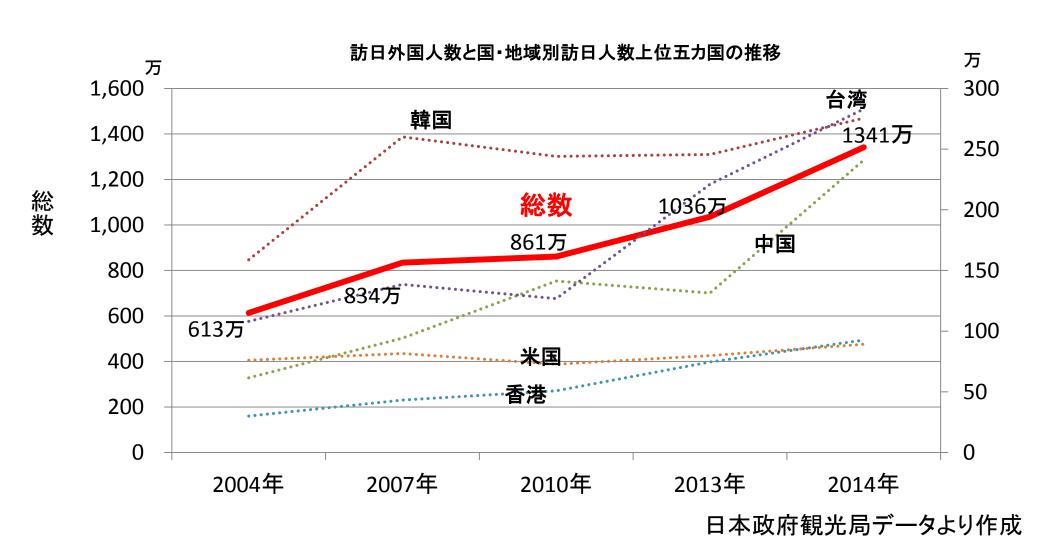


2.5 2.14 2.13 2.09 2.12 2.07 2.05 2.03 2.07 1.99 2.0 1.91 → 合計 ━-中国・台湾 → 韓国・朝鮮 1.5 **フィリピン **ブラジル **ペトナム** 1.0 ——米国 ータイ 0.5 **→**ネパール --その他 0.0

平成26年末 法務省統計より加工

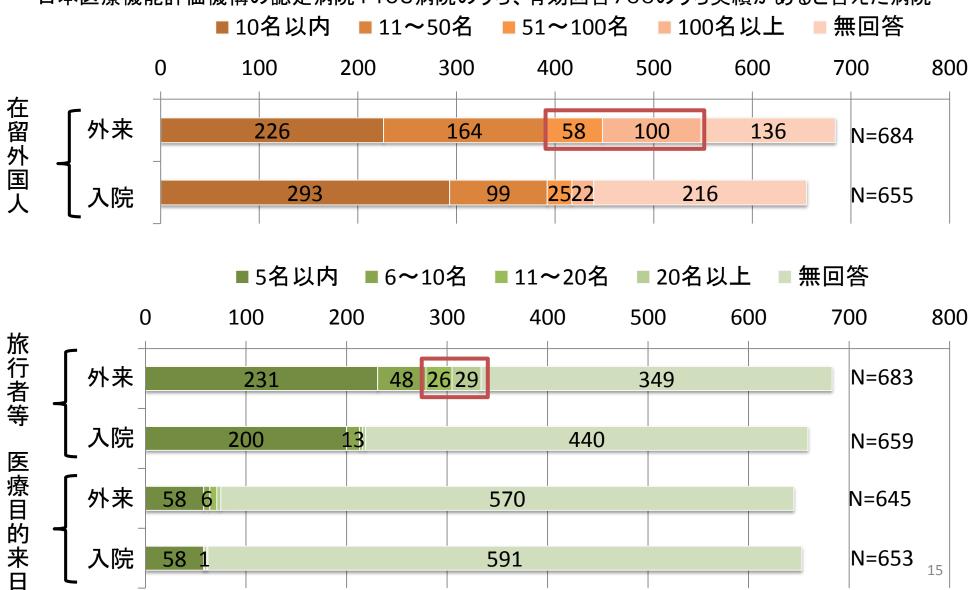
訪日外国人数の推移

訪日外国人数は増加傾向にあり、五輪に向け、更なる増加が予想される。 中国、韓国、台湾からの訪問者数は著しく上昇している。



年間外国人受入れ実績

日本医療機能評価機構の認定病院1403病院のうち、有効回答766のうち実績があると答えた病院



平成25年度厚生労働科学特別研究事業「国際医療交流(外国人患者の受入れ)への対応に関する研究」研究代表者 遠藤 弘良

医療機関における外国人患者受入体制

外国人患者受入れ医療環境の整備

日本医療機能評価機構の認定病院1403病院のうち、有効回答766

外国人患者受入れの病院体制について、以下の体制を整備していますか n=766

| 質問 | 全国 |
|---|-----|
| 外国人患者の <u>来院状況の実績を把握</u> する方法がある | 18% |
| 外国人患者に対応する <u>担当者・担当部署</u> を設置している | 11% |
| <u>通訳を提供</u> できる体制がある | 35% |
| 外国人患者に配慮した院内案内図や <u>案内表示を整備</u> し ている | 16% |
| 外国人患者が理解可能な言語で、 <u>治療説明書や同意書</u> を作成している | 16% |
| 診療に先立って <u>概算費用</u> を通知する方法が有る | 27% |
| 患者の <u>宗教・習慣の違い</u> を考慮した対応方法がある | 30% |

3つ全てを満たす 医療機関割合 4%

平成25年度厚生労働科学特別研究事業「国際医療交流(外国人患者の受入れ)への対応に関する研究」研究代表者 遠藤 弘良

外国人患者受入れ医療環境の整備

日本医療機能評価機構の認定病院1403病院のうち、有効回答766

外国人患者受入れを実施するうえで、今後、政治、行政、民間が整備すべき要件をあげてください。(重要なもの、3つまでをチェック) n=766

| 1. 医療通訳の養成 | 561 | 病院 |
|--------------------------------|-----|----|
| 2. 契約書、同意書、検査内容説明書等の各種文書の多言語対応 | 481 | 病院 |
| 3. 未収金に関する問題 | 435 | 病院 |
| 4. 医療事故等発生時の対応体制の整備 | 256 | 病院 |
| 5. アフターフォローに向けた現地医療機関との連携体制 | 108 | 病院 |
| 6. 外国人医師・看護師による日本国内での診療の規制緩和 | 101 | 病院 |
| 7. 海外保険会社とタイアップした集客モデルの構築 | 52 | 病院 |
| 8. 海外での日本の医療・健診のプロモーション | 46 | 病院 |
| 9. アレンジ業者との連携 | 41 | 病院 |

医療機関における外国人患者受入環境整備事業(概算要求)



外国人在留者・訪問者が集中する地域

外国人在留者・訪問者が比較的多い地域

外国人患者受入れ医療機関認証制度(JMIP)

外国人が安心・安全に日本の医療サービスを受けられるよう、<u>外国人患者受入れ医療機関認証制度</u> (JMIP)の周知・浸透を図る。 具体的には、<u>説明会の開催、認証医療機関見学ツアー、各種告知活動</u>などを支援する。

評価項目

外国人患者の受入れに関する項目を、 医療機関の機能別に5つの分類で評価します。

1. 受入れ対応

- ・外国人患者向け情報と受入れ体制
- ・医療費の請求や支払いに関する対応

2. 患者サービス

- ・通訳(会話の多言語対応)体制の整備
- ・翻訳(文書での多言語対応)体制の整備
- ・外国人に配慮した院内・療養環境の整備
- ・患者の宗教・習慣の違いを考慮した対応

3. 医療提供の運営

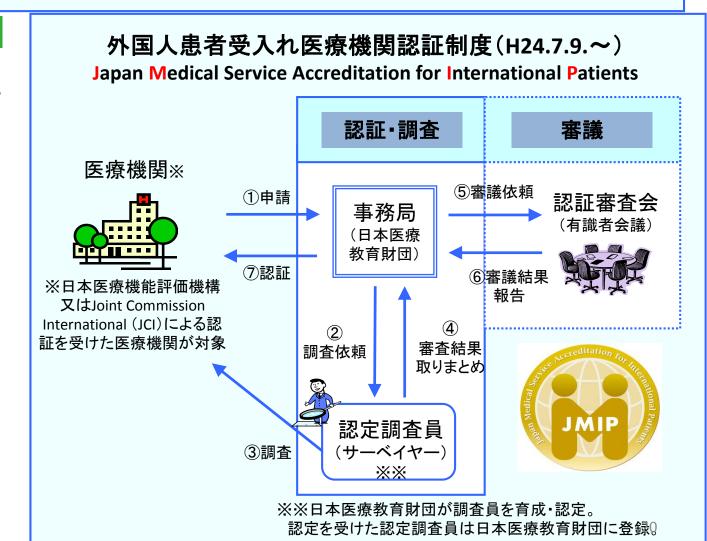
- ・外国人患者への医療提供に関する運営
- ・外国人患者へのインフォームドコンセント

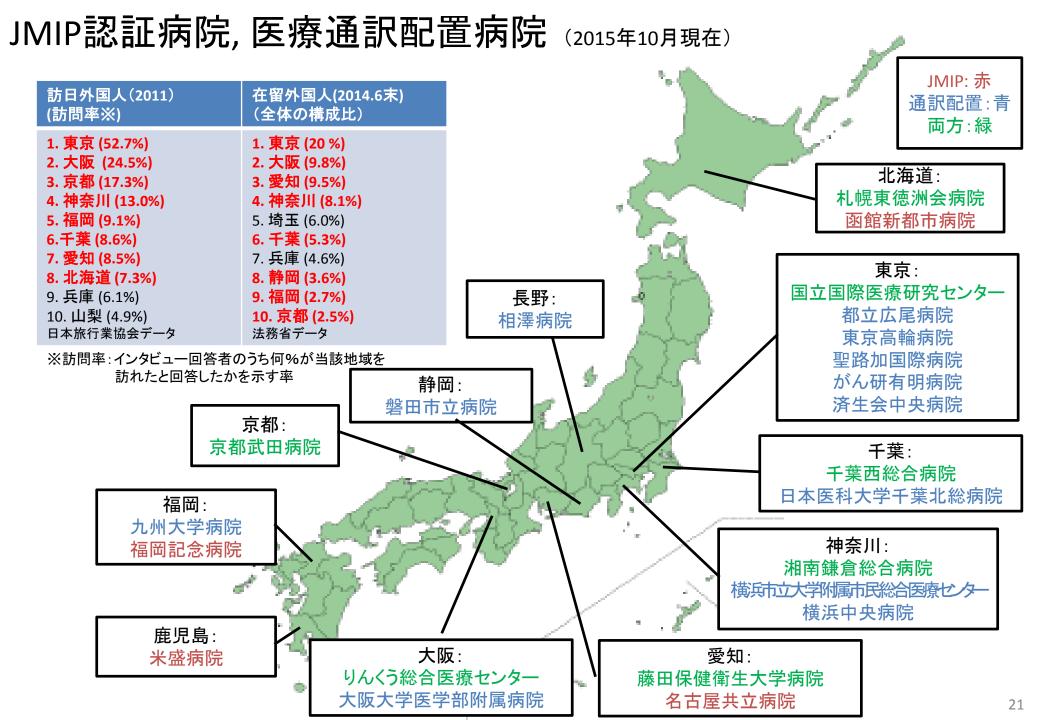
4. 組織体制と管理

- ・外国人患者の対応担当部署(者)の設置
- ·安全管理体制

5. 改善に向けた取り組み

- 院内スタッフへの教育・研修
- ・外国人患者の満足度把握 など





外国人旅行者受入れ可能な医療機関の選定

アクション・プログラム2015

〇 これら(拠点病院、JMIP)を中心に、2015 年度中に<u>都道府県毎に最低1ヶ所以上</u>の外国人旅行者受入可能で幅広い症例に対応できる医療機関を<u>自治体等と連携し選定</u>する。

『日本再興戦略』改訂2015

〇 外国人旅行者が安心・安全に日本の医療サービスを受けられるよう外国人患者受入体制の充実を図り、本年度中に都道府県ごとに1か所以上、外国人旅行者の幅広い症例に対応できる医療機関を<u>自治体等と連携し選</u>定する。

医療機関選定の現状

- 〇 都道府県において、医療機関の選定中
- 選定要件: 救急対応できる総合病院であって、外国語診療が可能な医療機関を1つ以上選定。 その他、診療所も含めて、外国語診療が可能な医療機関を地域の実情に応じて選定。

医療機関選定のスケジュール



医療通訳等の外国語対応について

外国人向け多言語説明資料

全48種類 5言語(日本語、英語、中国語、ポルトガル語、スペイン語)

【全般】

| 1 | 診療申込書 | |
|---|-----------|--|
| 2 | 選定療養費について | |
| 3 | 院外処方せんの説明 | |
| 4 | 診療情報提供書 | |

【入院部門】

| 1 | 入院申込書 |
|-----|-------------|
| 2 | 入院申込書(兼誓約書) |
| 3 | 入院歴の確認について |
| 4 | 面会について |
| (5) | 感染予防について |

【会計部門】

| 1 | 高額療養費制度(限度額適用認定証)について |
|-----|----------------------------|
| 2 | 出産育児一時金の直接支払制度の利用に関する合意確認書 |
| 3 | 概算医療費 |
| 4 | 医療費請求書 |
| (5) | 医療費領収書 |

【問診票】

| 1 | 内科 問診票 |
|------|------------|
| 2 | 呼吸器科 問診票 |
| 3 | 循環器科 問診票 |
| 4 | 消化器科 問診票 |
| (5) | 皮膚科 問診票 |
| 6 | 小児科 問診票 |
| 7 | 精神科 問診票 |
| 8 | 外科 問診票 |
| 9 | 心臟血管外科 問診票 |
| 10 | 泌尿器科 問診票 |
| 1 | 脳神経外科 問診票 |
| (12) | 整形外科 問診票 |
| (13) | 眼科 問診票 |
| 14 | 耳鼻咽喉科 問診票 |
| (15) | 産婦人科 問診票 |
| (16) | 歯科 問診票 |

【手術·検査部門】

| F 1 L13 | ME HI II |
|---------|---------------------------|
| 1 | 麻酔 問診票 |
| 2 | 麻酔に関する説明書 |
| 3 | 麻酔に関する同意書 |
| 4 | 輸血療法に関する説明書 |
| (5) | 輸血療法に関する同意書 |
| 6 | 手術に関する同意書 |
| 7 | 深部静脈血栓症と肺塞栓症予防のための説明書 |
| 8 | CT検査に関する説明書 |
| 9 | CT検査に関する同意書 |
| (10) | 造影剤を用いるCT検査または尿路造影 問診票 |
| (11) | 造影剤を用いるCT検査または尿路造影に関する説明書 |
| (12) | 造影剤を用いるCT検査または尿路造影に関する同意書 |
| (13) | MRI検査 問診票 |
| (14) | MRI検査に関する説明書 |
| (15) | MRI検査に関する同意書 |
| (16) | 造影MRI検査 問診票 |
| 17) | 造影剤を用いるMRI検査に関する説明書 |
| (18) | 造影MRI検査に関する同意書 |

<u>医療通訳育成カリキュラム・テキスト</u>

教育カリキュラム基準

医療通訳者を養成する機関、雇用・派遣する機関が、 専門職としての質の維持と向上を図っていくために必 要な研修や指導について規定した。

<カリキュラム基準>

- 1) 医療通訳の役割と対応場面
- 2) 育成カリキュラムを受講する条件
- 3) 研修修了の条件
- 4) 育成カリキュラム研修期間及び研修形式
- 5) 研修の内容
- 6) 育成カリキュラム実施に関する配慮
- 7) 能力試験のための施行細則
 - 能力試験を受けるための条件
 - •評価方法
- 8) 通訳経験者に対する能力評価 (バリデーション)
- 9) 修了証の発行
- 10) 研修終了後の能力維持·向上及び 指導についての規定
- 11) 通訳養成機関、雇用機関等に対する基準
- 12) 専門分野・特定分野の通訳
- 13) カリキュラムの変更、見直し

研修テキスト(医療通訳)

医療通訳者にとって必要な、基本的な知識 や技術、倫理等を中心に構成。



<研修テキストの各項目について>

[医療通訳研修 I]

医療通訳者の役割や責任を理解し、基礎的な医療知識、通訳技術、倫理を身につける。

[医療通訳研修Ⅱ]

通訳実務に必要な関連知識、対応力、通訳技術を身につける。

[実習要項]

医療通訳研修 I、Ⅱを履修し、一定の評価を得た 通訳者が医療機関等で実習を行う際の要項

[練習用教材集]

模擬通訳のシナリオ、通訳トレーニングに使う用例集

[単語集]

人体各器官名称 症状に関する表現 医療に関する 用語 等

全国 医療通訳派遣実施団体

| | 団体 | 言語 | | 団体 | 言語 |
|-----|--|------------------------------------|----|-------------------------|-----------------------------|
| 北海道 | エスニコ | 英・中・韓・露など | 長野 | 長野県国際交流推進協会 | 応相談 |
| 岩手 | 岩手県国際交流協会 | 英・中・韓・ポル・西 | 岐阜 | 多文化共生センターきょうと | 中・ポル・タガログ |
| 宮城 | 宮城県国際化協会 | 中・感・英・西・インドネシア・ポ ル・露・タイ・仏・独・伊など | 愛知 | あいち医療通訳システム推進 協議会 | 英・中・韓・ポル・西・タガログ |
| 山形 | IVY国際ボランティアセンター 山形 | 英・中・韓・西・ポル・タイなど | 三重 | 三重県国際交流財団 | ポル・西・タガログ・中・タ イ・インドネシアなど |
| 新潟 | 上越市役所けんこうづくり推 | 英・露・中・西など | 富山 | とやま国際センター | 英・中・露・韓・ポルなど |
| | 進課 | | 福井 | 福井県国際交流協会 | 英・中・韓・露・ポルなど |
| 群馬 | 群馬県生活文化部NPO·多 文化共生推進課 | 英・中・西・ポル・タイ・韓・ベトナ ム・タガログなど | 滋賀 | 滋賀県多言語医療者ネット ワーク協議会 | ポル・西・中 |
| 茨城 | つくば市国際交流協会 | 英・中・ポル・西 | 京都 | 京都YWCA•APT/多文化共生 | 英・中・タガログ・タイ |
| 埼玉 | 埼玉県国際交流協会 | 応相談 | | センターきょうと | |
| 千葉 | 千葉県国際交流センター | 応相談 | 大阪 | みのお外国人医療サポート | 英・中・韓・西・タイなど |
| 東京 | Asian People's Friendship Society/ IWC国際市民の会/ | 英・中・韓・西・独・露・タガログ・ ベンガル・タイなど | | ネット/CHARM/吹田市国際交 流協会 | |
| | 武蔵野国際交流協会 | | 兵庫 | | 英・中・西・ポル・タガログ・ |
| 神奈川 | さがみはら国際交流ラウン ジ/MIC神奈川/CRIATIVOS | 英・中・韓・西・ポル・タガログ・タ イ・ベトナム・露など | | 語センターFACIL | インドネシア・ベトナムアラ ビア |
| 山梨 | 山梨外国人人権ネットワー | 西・ポル・タイ | 島根 | しまね国際センター | 英・中・タガログ |
| | ク・オアシス | , . | 福岡 | アジア女性センター | 英・中・韓・タイ・タガログ |
| | | | 佐賀 | 佐賀県国際交流協会 | 英•中 |

専門医療通訳養成コース 2016

2016年2月より専門医療通訳養成コース(医療通訳 I)を開催します



医療通訳研修 時間 1.5 医療通訳者の役割(医療通訳について基礎概念や知識) 3 言語プロフィール (言語能力の把握、用語集の作成方法)* 4.5 専門職としての意識と責任 (医療涌訳者として遵守すべき倫理)* 7.5 通訳に必要な通訳技術 | (逐次通訳・通訳トレーニング) * 身体の仕組みと疾患の基礎知識 1.5 腎泌尿器と内分泌・代謝系器官の基礎知識 / 呼吸器・消化器の基礎知識 4.5 3 循環器の基礎知識/薬に関する基礎知識 産婦人科領域の基礎知識 / 小児科領域の基礎知識 3 検査に関する基礎知識 精神と脳・神経系の基礎知識 1.5 筋・骨格系の基礎知識 / 眼科、耳鼻科、歯科、皮膚科領域の基礎知識 1.5 感染症に関する基礎知識

通訳教育の専門家、プロの通訳者、外国人医療に精通した、医師、 看護師を講師に迎え、専門職としての医療通訳者を育成する専門 コースです。

日程:2016年2月20日(土)~3月27日(日)

募集人数:英語•中国語 各15名程度

場所:一般財団法人 日本医療教育財団

(東京都千代田区猿楽町2-2-10)

受講条件: CEFR B2以上(詳細はwebへ)

※大学入学程度の語学力と高校卒業程度の知識が必要

受講料:75,000円(医療通訳研修 I)

応募締切:2016年1月31日(日)

受講試験:2016年2月7日(日)

主催:多文化共生センターきょうと

共催:一般財団法人 日本医療教育財団

申し込み方法: http://www.tabunkakyoto.org からお申し込みください

NCGM認定 医療通訳 養成研修

外国人患者受け入れ環境整備のための

医療通訳養成研修

Training Program for Medical Interpreter

医療コーディネーター養成研修

Training Program for Medical Coordinator



主催:国立国際医療研究センター 国際診療部/国際医療協力局



| | | 対象 |
|--------------|---|---|
| 医療通訳 研修 I | 医療通訳の基礎·応 用:集合研修·グルー プワーク ・課題(20時間) | ■これから医療通訳に関わる予定の人 ■すでに医療通訳業務に関わっているが、体系的な |
| 医療通訳 研修 Ⅱ | 医学·疾患·医療制 度:集合研修·グルー プワーク·課題(40 時間) | 研修を受けたことがない人 ■医療通訳と一緒に働く医 療関係者 等 |
| 医療通訳 研修Ⅲ | 実技·演習:集合研修 グループ実習 (20時間) | 研修 I Ⅱを終了した人で、 語学要件を満たす人 |
| 医療通訳 研修IV | 臨地実習(30時間) スーパーバイズを受け ながら外来及び病棟 にて通訳支援事例を 担当。 | 研修 I II II を終了した人で、NCGMでの実地訓練を希望する人 一定の語学要件を満たす 人 |

各研修ごとに一定の要件を満たした人は修了証を発行研修 I ~IVを終えた方には NCGM Medical Interpreter Certificationを発行

参考

外国人旅行者受入れ可能な医療機関の不足解消に向けて



訪日外国人旅行者の保険加入の実態

- 〇訪日外国人旅行者の<u>約30%</u>が保険未加入であり、医療現場での<u>医療費の未払い問題</u>に繋がっている。
 - (※)平成25年度観光庁調べ

日本渡航後の保険商品の検討

○<u>複数の大手損害保険会社との意見交換</u>を行い、到着空港等で加入可能な新たな保険商品の開発の働きかけ。

(事例) 損保ジャパン日本興亜、外国人旅行者が日本入国後に加入できる業界初の『訪日旅行保険』を開発。

- ○『訪日旅行保険』は、外国人旅行者自身がスマートフォン等から簡便に加入できるインターネット加入専用保険。
- ○英語・中国語・韓国語に対応したコールセンターを設置(24時間365日対応)。
- 〇外国人旅行者に

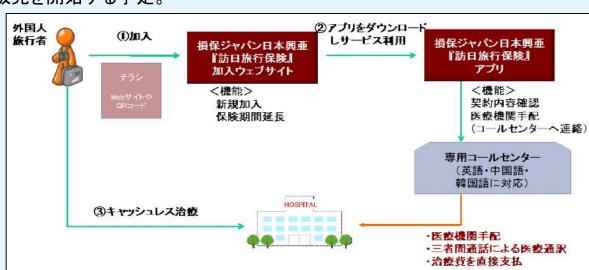
 医療機関を手配(約800の

 医療機関)、

 医療通訳による

 三者間通話を提供する。
- ○治療は、キャッシュレスで受けることが可能で、外国人旅行者が安心して治療を受けられる環境を整備する。
- ○2016年2月以降に販売を開始する予定。

6日間の旅行 約3,000円



外国人患者受入に関する環境整備

- ・我が国の在留外国人数は約210万人とここ10年間で約10%程度増加。また、訪日外国人旅行者は、年間1,300万人を超えている。こうした中、外国人患者が安心・安全に日本の医療サービスを受けられるよう、国内の病院において、外国人患者受入のための環境整備が不可欠。
- 東京オリンピックまでの期間を、体制整備の集中期間とし、地域の拠点となる施設が複数言語の医療通訳等を配置した病院の体制整備支援、医療通訳人材の育成・患者向け説明資料の標準フォーマットの翻訳等に対する支援、院内案内図の外国語表示等院内環境整備の促進を行う。また外国人旅行者を受入可能な医療機関を選定する。

医療通訳等が配置された病院の整備

- 通訳等の育成カリキュラムの作成、医療機関における <u>外国人患者向け説明資料(問診票等)</u>の翻訳(英、 中、ポルトガル、スペイン)を実施(25年度補正予 算)
- ・26年度からの予算事業により、<u>医療通訳・外国人向け</u> 医療コーディネーターが配置された病院は19カ所

外国人患者受入れ医療機関認証制度 (JMIP)



- 24年7月より、医療機関の申請に基づき日本医療教育 財団が外国人受入体制等について審査・認証を行う制度 を開始し、27年10月末現在、11医療機関が認証を受け ている。
- ・同制度の普及推進のため、厚労省においては、<u>説明会の開催等を支援。</u>

医療機関リスト

外国人旅行者を受入可能な医療機関選定

・2015年度中に、<u>都道府県毎に1ヵ所以上の</u> <u>外国人旅行者受入可能で幅広い症例に対応できる</u> <u>医療機関を自治体等と連携し選定する</u>(「観光立 国実現に向けたアクション・プログラム2015」。 現在、観光庁が厚労省と連携し、選定中。)

渡航受診者の受入医療機関 日本国際病院(仮称)

・外国人患者受入れ等を一気通貫でサポートする 企業の認証や、外国人患者の受入れに関し意欲と 能力のある国内医療機関を海外にわかりやすい形 で発信すること等を通じ、外国人患者に対しイン バウンドに関する広報・集患に取り組む。現在、 ME Jが医療機関の推奨基準策定中。